

日 時 平成25年10月5日（土）19:00～21:00

場 所 志津南市民センター多目的室

出席者 （会長）中原 （副会長）西村、小野

（町内会長） 向井、山本(徹)、北川、上野、太田、東、足立、高川

（グループ代表）舟木、小早川、山本(和)

（監事）谷口、齊藤

（事務局）木村、妹尾、鶴田

〈敬称略〉

1.報告・連絡事項

(1) 会長から

①11月24日開催の草津市総合防災訓練の参加者について

若草一丁目、二丁目、三丁目、五丁目、八丁目、岡本町西は町内会長。四丁目は防災担当委員、六丁目は副会長、七丁目は後日連絡。

②10月26日開催の草津市平和祈念フォーラムの参加者について

向井、山本(和)、中原の3名。

③追分町4町内会との協議の状況について

当該4町内会の正副会長と志津南地区まちづくり協議会の正副会長との協議が6月20日に行われ、各町内会との個別協議を行うことになり、その後の経過は次の通り。

・かがやきの丘町内会との協議

7月20日実施。活動内容を「志津南学区」として全体で行うものと地域別に行うものとの区分して考えることになった。9月1日再度協議を行い、志津南地区まちづくり協議会から活動内容の仕分け案を提示して、かがやきの丘町内会で再検討していただいている。

・コージーガーデン自治会との協議

9月21日に実施。かがやきの丘町内会と同様、活動内容の仕分け案を提示して質疑応答のうえ、コージーガーデン自治会で検討していただいている。

・追分鴨田町内会との協議

10月26日に行う予定。

・(仮称)追分南町内会との協議

日程は今のところ未定。

6月1日の理事会において、4町内会の活動と志津南地区の活動が異なり、かみ合わないのではないかというような意見もあり、そのことを踏まえて、全体で実施するものと地域ごとに実施するものとを仕分けして考えることで、「志津南学区」としてのまち協の形になっていければと考えている。今後、さらに具体的なものを詰め、理事会で報告し、住民にも説明していきたい。

(2)各町内会・各グループ・事務局から

①多くの町内会から

・住民から、台風18号・大雨特別警報の緊急放送について、スピーカの音が割れたり反響したりして、聞き取りにくかったという報告があった。・・・会長が市危機管理課と今後の対応などについて協議していく。

・特別警報や市の緊急情報をCATVで流してもらうことはできないものかという意見があった。・・・若草の地域だけにそのような対応ができるのかということもあり、市に確認する。榎ZTVとの契約では、本件のようなケースは契約外である。技術的にも経費的にも別途対応が出てくるし、住民負担も新たに生じるかもしれない。関係者間で協議していく。

②ふれあい推進委員会から

左義長の日程を、来年1月13日(月・祝)に決定した。

2. 審議事項

(1)理事会の開催の追加について

【提案】 毎月の理事会において、審議事項の積み残しが生じているので、理事会を月 2 回開催し、積み残し課題の早期解消に努めたい。開催日は、第 3 土曜日の翌日の日曜日かどうか。

【結論】 現状では月 2 回の理事会開催は必要であるとして了承された。

第 3 土曜日の 10 時から、市民センター多目的室で開催する。

今回は 10 月 19 日(土)午前 10 時からとする。

なお、広報委員会は第 3 土曜日の午後に開催ということで調整する。。

(2)総会のあり方について

【提案】

① 総会は代議員で構成する。

② 代議員は、理事就任者を除く各団体代表者 1 1 名および「住民の代表」とする。

「住民の代表」の選出方法。

現行：各町内会から 1 名（会計）の計 9 名

A 案：各町内会の各班から 1 名（班長）の計 6 3 名

B 案：各町内会から班長 6 3 名と副会長・会計 1 8 名の計 8 1 名

C 案：各町内会の各班から 1 名の計 6 3 名

D 案：各町内会から班の数と同じ人数の計 6 3 名

E 案：各町内会からその戸数に応じた人数（例：3 0 戸当たり 1 名）

【意見】

(北川) C 案では、多年度にわたってもかまわないということか。

(中原) 各町内会・各班にゆだねられるので、ありうることである。各町内会で班長と規定するならば 1 年任期となるが、そこは各町内会・各班で柔軟に対応できるのが C 案である。

(上野) 前回の理事会では町内会の役員会でみんなの意見を聞いて欲しいというのが、結論だったと思う。

(向井) 若草一丁目町内会では、代議員数について多いほうがよいか、賛否が分かれたが、多いほうがよいと結論した。C 案は、人選という作業が生じる。選出方法までの議論は十分しなかったが、私としては、改めて人選が必要とならない A 案または B 案がよいと思う。なお、議案書は事前配付して、できれば説明もしてほしい。特に決算や予算などは、その数字の意味するところがわかりにくいからである。

(中原) 議案書の事前配付は必要であるが、事前説明会開催は、総会を 2 回開催するようなものである。総会では議案説明をするので、そこで理解してほしい。

(北川) 若草三丁目町内会としては、A 案がよい。仮に C 案となっても、若草三丁目町内会としては、会則で A 案とする。前年度の班長と規定すれば、その人は流れがわかっている。C 案は、班長への負担がかかる。

(太田) C 案は、よく内容を理解している人に任せるということになり、人が固定化される可能性がある。A 案のように指名して決めるのがよい。

(小野) 班長とする場合、各町内会で前年度の班長か、当年度の班長か決めておく必要がある。C 案では、選出方法については町内会に任せて、まち協は立ち入らない。

(舟木) C 案にしたほうが、町内会としては柔軟性があるということになる。

(上野) 若草四丁目町内会としては、18 人中 11 人の多数の意見で現行どおりでよいとなった。各町内会から 1 人で、経緯をわかっている人がよいので、前年度会計がよいとなった。C 案に賛成の人も 3 人はいた。

(足立) 若草八丁目町内会は D 案である。班長に固定すると班長の責任が重くなるし、代議員は各町内会の集約が必要である。新しい人では経過がわからないので、募集をして、よくわかった人にやってもらうことがよいとなった。

(高川) 岡本町西町内会としては、高齢者が少ないので割り切っている。とにかくわかりやすくして欲しい。その意味では、代議員は班長がよいと考えるが、すべてクリアーできるのは、C 案だと考える。

(山本和) やはり人選が難しいので、A 案がよいと思う。

- (西村)若草六丁目町内会の役員会では、第5回理事会議事録での齊藤監事の発言に賛同し、何故、今、住民の代表の選出方法を議論することに意味があるのかと疑問を呈する意見があった。その上で、B案の中の63名の班長と、これを補佐する意味で副会長を含めるのがよく、会計までは必要ない、加えて4月に新役員会を開いてから総会を迎えるべきだとの意見であった。また一方ではC案がよいという意見も出た。このような状況の中で、すべては、いかに総会を活性化し、民意を汲むかが根本であると思っている。自分の個人的意見では、もし班長とするなら定時総会までは前年度の班長が代議員にあたり、その後は新しい班長があたるのがいい。
- (中原)若草四丁目町内会は現行がよいということだが、理事が議決権を有しないという前提だと議決権が20人の代議員だけとなるが、そこをどう考えるのか。
- (上野)あえて意見として出なかったが、高齢者が多いので、役員が頻繁に回ってくるという心配があるように感じた。
- (向井)年1回なのだから、前年度の班長を代議員とすることを前提に、A案で代議員が多いほうがよい。とにかく人選する作業を考えるとA案がよい。
- (中原)整理すると、若草四丁目町内会は現行どおり。E案に賛同はない。D案はA案とC案の柔軟性を高めたものだが、これをまち協会則で規定すると各町内会が困るのではないか。また、具体的に代議員の必要数を各町内会から選出できるかどうか気になるところである。よって、まち協会則としてはC案で規定しておいて、その選び方は各町内会にゆだねるということはどうだろうか。つまり、各町内会の事情を踏まえて、柔軟な対応ができるようにすればよいのではないかと思う。
- (小野)班が町内会活動の最小単位であり、その班から代表1名というのは、一般的に受け入れられやすいと思う。
- (西村)固定した人が続くこともあるが。
- (中原)その選び方は各町内会に任せることになる。町内会で任期などを定めるのもよいのではないか。同じ人が続けるのがダメだと判断するなら、それを制限する規定を町内会として決めればよい。

【結論】

- ①について了承され、②は、まち協会則においてC案を基本に規定することで、了承された。

【提案】

- ③ 議事録署名人(2名)を選出する。

どこの団体等の総会においても、議事録署名人を選出し、作成された議事録はその署名人が責任を持って内容を確認することになっている。これまで、自治連およびまち協の会則に議事録署名人の規定はなかったが、より公正な姿にするためにも、当然のこととして、総会において議事録署名人を選出することが必要と考える。

【意見】

(齊藤)選出方法はどうか。

(中原)議長と同様に、代議員の中から互選で選出することになる。議決権はある。

【結論】まち協会則において、議事録署名人の選出について規定することが、全員異議なしで了承された。①②③に関する会則の改正は、臨時総会を開催して行う。

なお、今回の総会のあり方の変更に伴う各町内会会則の改正は、まち協総会が各町内会総会の後に開催されるため、通常の総会で間に合う。臨時総会の開催の必要はない。

(3)特別委員会「答申書」について

8月3日の理事会で提示した「まちづくり行動計画特別委員会の答申内容とそれに関する地域の現状」について説明した上で、特別委員会から提言されていることについてどう取り組むか絞り込んで、議論を進めていく。

今回は概略を説明し、次回の理事会で詳細の説明をすることとした。

以上